

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(再処理設備本体等)の使用前事業者検査における設備の健全性評価についての面談

2. 日時：令和2年9月10日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、  
館内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃(株)再処理事業部 事業者検査課長 他7名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、本年8月25日の面談を踏まえ、再処理設備本体等の使用前事業者検査における設備の健全性評価について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・既設設備については、検査を実施する前に対象設備が健全であり、不適合状態でないことを確認するため、これまで実施してきている設備の保全内容及び保全実績により、設備の健全性評価を行うこととする。
- ・設備の健全性評価の具体的内容(健全性評価方法、有効な記録等)については、検査実施要領に定める。
- ・なお、設備の健全性評価の結果を受け、どのように検査を実施していくのかについては、次回の面談時に説明する。
- ・設備の健全性評価の確認結果は、「使用前事業者検査対象設備の健全性評価シート」にまとめ、使用前事業者検査の記録として管理する。
- ・再処理施設の保全については、「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209)に準拠し、保全重要度及び保全方式の設定を行い、点検計画表を策定し、計画的に点検等を実施している。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・設備保全の健全性の評価について、その目的を明確にすること。
- ・健全性の評価シートに記載する内容については、保全の有効性評価結果も含め、十分に設備の健全性が維持されていることが分かるようにすること。
- ・再処理施設の保全において保全重要度が低く事後保全としている対象設備・機器等の事例を説明すること。
- ・令和2年7月10日に当庁が示した、健全性の評価等の実施計画に記載すべき9項目について、どの文書に記載されているのか明示すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査における設備の健全性評価について